

東大和市まち・ひと・しごと創生庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づくまち・ひと・しごと創生に関する事項について検討するため、東大和市まち・ひと・しごと創生庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 東大和市人口ビジョンに関すること。
- (2) 東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。
- (3) その他まち・ひと・しごと創生に関して市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会に、委員長、副委員長及び委員を置く。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、企画財政部長をもって充てる。
- 4 委員は、部長の職にある者をもって充てる。
- 5 委員長は、別に定めるところにより、委員会の下に部会を設置することができる。

(職務)

第4条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 委員は、委員長の命を受け、委員会の事務を処理するに当たり、通常の行政組織における職務権限に基づいて所属職員を指揮監督する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

(意見等の聴取等)

第6条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴取し、又は資料若しくは情報の提供を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画財政部企画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年 月 日から施行する。